

一般社団法人 品川青色申告会 会報

(一社) 青色ニュース
6月・緊急告知号

一般社団法人 品川青色申告会

〒140-0004 東京都品川区南品川4-2-32
品川税経会館1F

TEL : 03-3474-7564(代)

FAX : 03-3458-2616

事務局運営に関する重要なお知らせ

年内の事務局運営を下記の通り変更致します。

※**年明け**の事務局運営は決定次第、今後ご案内致します。

年内電話受付の変更

9時～16時までに短縮されました。

※16時以降は繋がりませんので予めご了承下さい。

年内サポート等の受付変更

- ・予約を原則とし、予約された方を優先します。
- ・同時に行うサポート人数を縮小し制限します。
- ・受付時間が変更されました。
⇒15時までの受付を原則とします。

詳細は2面にてご確認ください。

会報に関して、役員の皆様へのお願い

今月号は会運営に関する重要なお知らせを掲載している【緊急告知号】となる為、賛助会員も含め配付しております。次回以降は通常版に戻る予定です。

なお、ボランティア役員による会報配付の再開に関しては、今後の状況により適宜判断させていただきます。

役員の皆様におかれましては、役員配付再開の目途が立ちました暁には、引続きご協力頂きたく改めてお願い申し上げます。



年内の事務局運営に関する詳細

緊急事態宣言が5月25日(月)に解除されましたが、皆様ご承知の通り新型コロナウイルス感染症に関しては、第2波以降の感染拡大防止に備える必要があります。その為、政府が提唱する「新しい生活様式」、及び、東京都が提唱する「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップについて」を踏まえた、「新しいサポート体制」を我々一般社団法人品川青色申告会も構築していきます。

つきましては、年内の事務局運営に関して以下の通りの運営とさせていただきます。今後の情勢に応じて年内のサポート体制に変更がある場合は、ホームページ、フェイスブック、会報等により告知させていただきます。

なお、年明けの決算・申告サポートに向けた体制は今後協議し、改めて皆様へご案内致します。

ご不便をお掛けする点多々あるかとは思いますが、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

- 1、不要不急のご来局を避け、なるべく電話等でのサポートにご協力下さい。
- 2、事務局へ入室される方は「マスクの着用」「手洗い・手指の消毒」にご協力下さい。特に飛沫感染防止の観点から、マスクの着用をされていない方は、入室をお断りさせて頂く場合がございます。
また、発熱されている方等のご来局はお断り致します。
- 3、年内の各サポートは、原則予約制とし、予約された方を最優先とします。
- 4、一度に行うサポート人数は、3密を避ける為、4～6名程度とさせていただきます。
- 5、予約されていない方は、長時間お待ち頂く可能性がございます。
- 6、年内の受付時間を以下の通り変更致します。

(注)感染拡大の状況により、一時的に営業時間の短縮や完全予約制に移行する可能性があります。ご来局の際は事前連絡(予約)を推奨します。

年内サポート等の受付時間

【午前予約：9時～11時まで】 【午後予約：13時～15時まで（決算申告以外は16時まで）】

【年内電話受付：午前9時～午後16時まで（午後16時以降電話は繋がりません）】

午前の部		午後の部	
9時～	【サポートなど開始】	13時～	【サポートなど開始】
～11時	【サポート受付終了】 ・予約の有無を問わず 各種サポート受付終了	～15時	【サポート受付(原則)終了】 ・予約の有無を問わず 決算申告サポート受付終了 ・ご予約されていない方の サポート受付終了
～12時	【支払・受取の受付終了】 ・各種お支払い受付終了 ・書類受取受付終了	15時 ～ 16時	【サポート受付(例外)終了】 ・決算申告サポート以外で ご予約された方の受付終了 【支払・受取の受付終了】 ・各種お支払い受付終了 ・書類受取受付終了

【支部会開催のお知らせ】

対象地域の支部会お知らせを今回同封しておりますのでご確認ください。(管外、賛助会員を除く)

【源泉所得税・出張サポートについて】

『大井第三地域センター』にて『源泉所得税・出張サポート』を行ってりましたが、例年7月上旬に会場の確保、及び、飛沫感染対策を十分に行えないと判断し、中止させて頂きます。恐れ入りますが、予約のうえ事務局にてサポートを受けて頂くようご協力願います。

【簿記教室・会計ソフト教室・自習室の利用について】

感染拡大防止の観点から当面の間中止致します。

【確定申告がまだ済んでいない方】

受付は午後3時までとなります。事前のご予約にご協力下さい。

【各種税金支払いに関して納税猶予等をお考えの方】

その方の状況により異なりますので、お問合せ下さい。

【書類の受取期限について】

品川署・荏原署が所轄の方で当会を通して税務署へ申告書を提出された方(イータックスの代理送信を除く)の税務署印が押された控えの受渡期日を次回の決算・申告サポートの時期まで延長しております。

東京都感染拡大防止協力金 (第2回について)

【申請受付期間】

令和2年6月17日(水)～7月17日(金)

【対象要件】

第1回の要件と同様。(下記参照)なお、申請する店舗・施設が第1回と同じ方については、提出書類が簡素化される予定です。詳細はお問合せ下さい。

- 1、「東京都における緊急事態措置等」により、休止又は営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業、個人事業主等が対象となります。
- 2、令和2年5月7日から5月25日までの緊急事態措置期間中に休業等の要請に全面的に協力した、個人事業主等が対象となります。
全面的な協力とは、延長後の緊急事態措置の全期間、要請に応じて休業等を行うことが必要です。
- 3、営業時間の短縮要請は、飲食店等の食事提供施設のみが対象です。
食事提供施設における営業時間短縮とは、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業自粛に向け、営業時間を短縮することをいいます。(終日休業を含む。)

【書類の記載方法、対象要件等のお問い合わせ先】

「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」

開設時間 9時～19時(土日祝日を含む毎日) 電話番号 03-5388-0567

【書類確認について】

第2回目に関しても、当会会員の申請に関しては申請書類の確認を無料で行います。詳細は(一社)品川青色申告会へお問合せ下さい。

※改正後【同一生計配偶者、扶養親族：48万円以下】 【源泉控除対象配偶者：95万円以下】 【配偶者特別控除の対象となる配偶者：48万円超～百33万円以下】

源泉徴収義務に関するお知らせ

**給与等を支払う事業者は、
税務署への届出等と、
源泉徴収の義務が生じます！**

専従者、従業員の給与に係る源泉税

【納付期限】

原則：支払い月の翌月10日まで

特例：1月～6月分(上期)→令和2年**7月10日(金)まで**

7月～12月分(下期)→令和3年1月20日(水)まで

※特例は、事前に申請書の提出が必要です。 **【注】**

※源泉徴収税額には復興所得税が加味されます。

外注先への報酬に係る源泉税

【納付期限】

支払い月の翌月10日まで

★税理士報酬等は、事前に申請書を提出する事で

給与と同様に特例納付があります。 **【注】**

★外注先の業種・内容等により源泉徴収義務の有無が

決まりますが、『報酬の支払先が法人の場合』や

『給与の支払が無い個人の方が支払う報酬』は、

特殊な報酬以外は源泉徴収義務がありません。

ただし一定金額以上の支払の場合、源泉徴収義務が

なくても税務署へ支払調書の提出が必要となります。

★源泉徴収税額には復興所得税が加味されます。

上期源泉サポート時の持ち物

①令和2年分、各従業員別の源泉徴収簿

※6月までの給与・賞与の支給金額等の記載が必要です。

②令和元年分、各従業員別の源泉徴収簿

※前年度から繰り越した過不足税額の確認で使用します。

③令和2年分、各従業員別の扶養控除等申告書

※配偶者・扶養者の所得見積、生年月日、障害の有無等

④報酬の源泉に関しては、各支払額等が分かるもの

⑤税務署より送付された納付書(領収済通知書)

⑥会員カード、事業主の印鑑

【注】給与及び報酬を支払う者の現況が、
「給与の支払いを受ける従業員が常時
10人未満の場合」のみ納期の特例の
適用を受けることが出来ます。

【給与支払者の方へ(流れ)】

給与所得の源泉所得税に関する、上期の納
付期限は、7月10日(金)までです！

→ 預り源泉税所得税が、0円の方も納付書を作成し、期限内に提出する必要があります！

→ 品川青色申告会では、源泉サポート(納付書作成等)を行って頂きます。ご利用の方は、上記の「源泉所得税サポート時の持ち物」を、ご持参下さい。

→ 納付金額がある方は、お近くの金融機関等で納付して下さい。

又は

→ 預り源泉税(納付額)が0円の方で所轄税務署が品川又は在厚の方は、提出サービスも行っております！

令和2年分源泉業務(給与所得者)に関連する主な改正項目

1、【基礎控除が10万円引上げられました】

ただし、合計所得金額が2千4百万円を超えると通減調整が行われます。

また、改正に伴い年末調整において『基礎控除の適用』を受けるには、主たる

給与の支払者は従業員から『給与所得者の基礎控除申告書』の提出を受ける必要があります。

2、基礎控除引上げに伴い、給与所得控除、公的年金等控除がそれぞれ10万円引下げられると共に、上限額が見直されました。

併せて左記3、の調整が創設されました。また給与所得控除額が改正されていますので、本年の給与所得の源泉業務は、**『令和2年分源泉徴収税額表』を必ず使用して下さい。**

3、【所得金額調整控除の創設】

(1) 給与収入が、850万円超の居住者で、給与所得の調整控除が行われます。

① 本人が特別障害者であること

② 23歳未満の扶養親族を有すること

③ 特別障害者である同一生計配偶者、又は、扶養親族を有すること

(2) 「給与所得」と「公的年金等に係る雑所得」両方の収入があり、その2つの合計した所得が10万円を超える場合に給与所得の調整控除が行われます。

4、給与所得控除等の改正に伴い、扶養親族等の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引上げられましたので、扶養親族等に該当するか否かの判定にご注意下さい。

5、寡婦控除が改正。(特別寡婦廃止、合計所得金額500万円以下の要件追加、事実婚者がいない要件の追加がされました)

また、未婚のひとり親も控除対象となる「ひとり親控除」が創設されています。

ただし施行日の関係から、令和2年分の年末調整、及び、確定申告から適用されます。その為、本年は月々の源泉徴収は改正前の控除が適用され、年末調整において改正後の控除が適用されますので、**ご注意下さい。**